

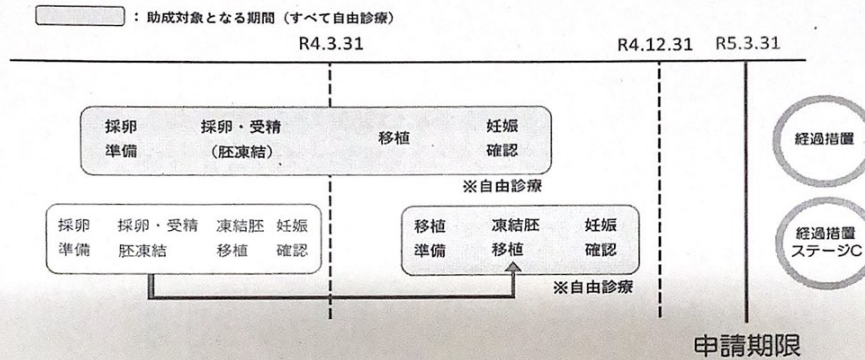
特定不妊治療の経過措置の申請を考えている方へ

【特定不妊治療の保険適用に向けた経過措置】の申請期限が迫っております。

申請を希望されている方は、下記をご確認の上、必ず期限内にご申請ください。

(1) 令和4年12月31日までに終了した治療 → 令和5年3月31日 期限

令和4年3月31日までに開始し、令和4年4月1日から令和4年12月31日に終了した「1回の治療」の申請期限は、**令和5年3月31日（金曜日）【当日消印有効】**です。



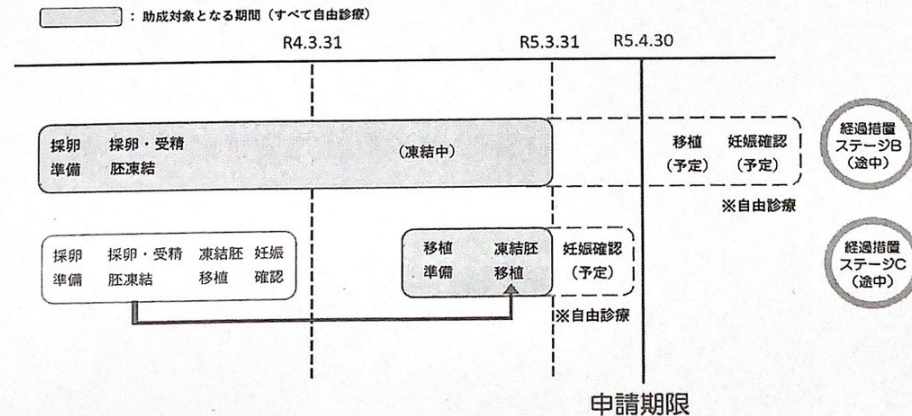
(2) 令和5年1月1日～3月31日に終了した治療 → 令和5年4月30日 期限

令和4年3月31日までに開始し、令和5年1月1日から令和5年3月31日に終了した「1回の治療」の申請期限は、**令和5年4月30日（日曜日）【当日消印有効】**です。

※ 6月30日ではありませんので、ご注意ください。

(3) 令和5年3月31日までに終了しない見込みの治療 → 令和5年4月30日 期限

令和4年3月31日までに開始し、令和5年3月31日までに終了しない（＝令和5年4月1日時点で継続中である）「1回の治療」の申請期限は、**令和5年4月30日（日曜日）【当日消印有効】**です。



※令和5年1月～3月に治療終了の場合・
令和5年4月1日時点で治療継続中の場合のみ

問合せ先

東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 要件等、詳細はホームページをご覧ください。→

電話番号 03-5321-1111（都庁代表） 内線 32-674～677

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/josei/funin/index.html>

